

田無庁舎・保谷庁舎間のシャトルバスについての陳情

陳情事項

- 1 庁舎間シャトルバスは、要件を過度に限定せず、市民のニーズにこたえて運用すべきである。

趣旨（理由）

1. 庁舎間シャトルバス（以下、「バス」とする）について、職員が利用する他、市民も利用できるのであるが、その場合の要件として、両庁舎に用事があることと限定されている。すなわち、旧田無地区に居住している市民が保谷庁舎でしか行われていないサービスであるために、保谷庁舎に赴かねばならないときには利用できず、その逆も同様である。今現在、バスは乗れないほど混雑することはない、かつ、空の状態で行われることもある。（8月22日現在電話確認済み）。従って、職員も利用せず、両庁舎に用事のある市民もない場合は、むだに運行していることになる。バスの運行自体を否定するものではないが、サービスは広く市民に提供される必要があるのではないかと。空きがあれば、乗っていいということにしてよいと考える。

以上

2014年 8月 22日

郵便番号 188-0013

住 所 西東京市 向台町

氏 名 山口あずさ

⑩

電 話

西東京市議会議長

佐々木 順一 様